

令和四年度
釣り解禁公告

一般解禁　四月十日(第二日曜日)　午前五時開始
ヤマメ特別解禁　五月三日(火曜日)　午前の出開始

ヤマメ特別解禁

五月三日(火曜日) 午前五時開始

| | | | |
|----------|-----|------------|----------|
| 二・遊漁期間 | 鱈屬漁 | 四月十日(日) | 九月十九日(月) |
| ワカサギ漁 | | 五月二十日(火) | |
| 九月二十日(火) | | 十一月二十七日(日) | |

三・使用漁具　全区域(湯西川湖を含む)とともに、竿釣りとする

四・遊区域
○○○湯西川本・支流全域
○○○湯西川湖水域

(三)五十里湖湯西川湖水域(野岩鉄道湯西川橋梁下、湯西川ダム下まで)

(二)湯西川ダムサイト上・下流ともに四〇〇M区間

(四)二河沢ダム湖全水域及びダム本体下二〇〇M区間

六·遊漁村金河川区

湖水城

七
·
委託交割

26

2

八· 改流

二三

本年度

卷之三

九、伝長制限

卷之三

十一
違反者等

各位の協力により減少した。引き続き巡視活動を実施して、より良い環境づくりと心地よい釣行の構築に取り組むものとする。

右 公告する。

令和四年
四月

湯西川漁業協同組合

卷之三